

平成30年度 松戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水戸数	39,220 戸
(2) 年間総給水量	7,650,000 m ³
(3) 一日平均給水量	20,959 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	486,688 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,649,302 千円
第1項 営業収益	1,340,679 千円
第2項 営業外収益	308,622 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,613,186 千円
第1項 営業費用	1,516,934 千円
第2項 営業外費用	86,251 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 664,897千円は、過年度分損益勘定留保資金 632,715千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 32,182千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	21,322 千円
第1項 負 担 金	21,322 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	686,219 千円
第1項 建 設 改 良 費	489,492 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	190,227 千円
第3項 県 補 助 金 返 還 金	1,500 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 207,238 千円 |
| (2) 交 際 費 | 90 千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、25,034千円と定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次